

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 元吉 俊博

1 日 時

令和元年11月11日（月） 午後11時00分から
午前11時09分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、井上明夫、志村学、井上伸史、今吉次郎、太田正美、森誠一、大友栄二、木村親次、古手川正治、濱田洋、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、御手洗吉生

6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者兼会計管理局长 山本修司、総務部長 和田雅晴、
企画振興部長 中島英司、福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、
商工観光労働部長 高濱航、農林水産部長 大友進一、土木建築部長 湯地三子弘、
教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三、議会事務局长 高屋博、
人事委員会事務局长 藤原隆司、労働委員会事務局长 後藤素子、
監査事務局长 小野賢治、企業局长 岡本天津男、病院局长 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第81号議案、第96号議案から第99号議案まで、第101号議案から第103号議案まで及び第106号議案については、全会一致をもって、第95号議案、第100号議案、第104号議案及び第105号議案については、賛成多数をもって認定すべきものと、第82号議案については、全会一致をもって、第83号議案については、賛成多数をもって、可決及び認定すべきものと決定した。
- (2) 委員会審査報告書について、全会一致をもって原案のとおり決定し、委員長から出席した部局長に対し、審査報告書の概要について説明を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子

議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己

決算特別委員会次第

日時：令和元年11月11日（月）11：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業会計、一般会計及び特別会計決算の認定等について

3 委員会審査報告書について

4 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

なお、本日は、太田委員が遅れて出席する予定です。

また、委員外議員として清田議員、御手洗議員が出席しています。

本日は、第2回及び第3回定例会で付託を受けた各会計の決算認定等について、これまでの審査結果を踏まえ、採決します。

また、本日は、全部局長に出席いただいていますので、審査報告書のまとめを行うとともに、その内容について、概要をお伝えしたいと思います。

それでは、第2回及び第3回定例会で付託を受けた第81号議案から第83号議案まで及び第95号議案から第106号議案までの各決算議案について採決します。

まず、第81号議案、第96号議案から第99号議案まで、第101号議案から第103号議案まで及び第106号議案について採決します。

各決算は、これを認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各決算は認定すべきものと決定しました。

次に、第82号議案について採決します。

本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決定しました。

次に、第83号議案について、起立により採決します。

本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉委員長 起立多数であります。

よって、本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決定しました。

次に、第95号議案、第100号議案、第104号議案及び第105号議案について起立により採決します。

各決算はこれを認定すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

元吉委員長 起立多数であります。

よって、各決算は、認定すべきものと決定しました。

次に、委員会審査報告書についてですが、お手元に審査報告書の案をお配りしています。

この案は、去る6日に開催した委員会において御検討いただき、修正したものです。

委員会審査報告書については、この案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、委員会審査報告書はこの案のとおり決定します。

なお、第4回定例会本会議における委員長報告については、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、そのようにします。

執行部の皆さんには、本委員会の審査に御協力いただき、ありがとうございます。

各決算等の審査の結果、特に改善、あるいは、今後検討等を求める事項について、取りまとめましたので、いくつかの項目について申し述べたいと思います。

お手元の審査報告書の4ページを御覧ください。

い。

2の審査結果ですが、平成30年度予算に計上された各般の事務事業は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものと認められます。

今後、特に改善あるいは検討を求める事項については、まず、(1)の財政運営の健全化についてです。

本県では「行財政改革アクションプラン」に基づき、行財政改革に取り組んだ結果、財政調整用基金残高は、目標額を5億円上回る361億円となるなど、財政の健全化に一定の成果を上げています。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加などにより財政環境が厳しくなる中、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の確実な実施に向けて、さらなる効率的・効果的な行財政運営が求められます。

また、災害などの不測の事態に対応できるよう、一層の行財政基盤の強化に努める必要があり、引き続き、歳入の確保、歳出の削減に努め、健全な財政運営に尽力していただきたいと思えます。

次に、(2)の収入未済の解消についてです。

各機関で取組の強化が図られた結果、県税などの収入未済額が減少し、一般会計及び特別会計の収入未済合計額は、9年続けて前年度を下回っているものの、依然として多額に上ることから、今後も引き続き、収入未済額の縮減と新たな未収金の発生防止に努めていただきたいと思えます。

次に、個別事項についてですが、まず5ページの①大分県ブランド力の向上に向けた情報発信についてです。

従来のメディアやWEBに加え、SNSが持つ拡散力や訴求力を活用した情報発信を展開していますが、今後は、ラグビーワールドカップなどの経験をいかし、それぞれのメディアが持つ特性を踏まえ、ターゲットに応じた効果的かつ戦略的な広報を展開するなど情報発信の強化を図り、大分県ブランド力の向上に努めていた

だきたいと思えます。

次に、②国民健康保険制度についてです。

平成30年4月から、県が安定的な財政運営や効率的な事業の実施など、国保運営の中心的な役割を担っていますが、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなど、構造的な課題を抱えていることから、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するため、引き続き歳入・歳出両面からの取組に努めていただきたいと思えます。

次に、⑦身近な生活道路の改善についてです。

地域住民にとって歩道や路肩の改良など生活道路の改善は、毎年多くの要望が地元から上がってくる需要の高い事業ですが、近年、資材単価や労務単価などの上昇、要望の多様化など様々な課題がありますので、地元のニーズに応じた迅速で的確な対応を図るなど、今後も地域住民の利便性、安全性の向上に努めていただきたいと思えます。

次に、⑧部活動、体育の授業における地域人材の活用についてです。

高いスキルを持った地域人材を部活動などの外部指導者として活用する取組が進められていますが、当該指導者への研修については、学校長がリーダーシップをとり、体罰防止や安全管理対策を充実させる必要があることから、引き続き研修の充実を図るとともに、指導者確保のさらなる拡大に努めていただきたいと思えます。

個別事項としては、このほかに5項目をあげていますので、来年度予算に反映させるなど、適切な対応をお願いします。

また、部局別審査において委員から出されたその他の意見・要望についても、今後の施策に積極的に反映されることを期待し、審査報告書の概要の説明を終わります。

以上で、本委員会に付託された決算等の議案の審査は全て終わりました。

委員の皆さんには、長期間にわたり御審査いただき、ありがとうございました。

これをもって、本日の委員会を閉会します。